

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項」

(令和8年3月5日保発0305第19号) (0402訂正後)」

【ベースアップ評価料の抜粋】

第10 訪問看護ベースアップ評価料について

- 1 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）は、当該訪問看護ステーションに勤務する職員（専ら管理者の業務に従事する者及び業務委託により勤務する者を除く。以下この項において「対象職員」という。）の賃金の改善を実施することについて評価したものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす訪問看護ステーションの利用者に対して、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に算定できるものである。
- 2 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）は、訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）又は包括型訪問看護療養費を算定する利用者1人につき、月1回に限り算定する。
- 3 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）は、当該訪問看護ステーションの対象職員の賃金のさらなる改善を必要とする場合において、賃金の改善を実施することについて評価したものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす訪問看護ステーションの利用者に対して、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に算定できる。
- 4 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）は、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定する利用者1人につき、月1回に限り算定する。